事件番号 令和2年(ワ)第2710号 損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

証拠説明書(4)

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2021年11月30日

原告 榎本清 印

号証	標目	原本・ 写しの 別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲17	令和3年10月13日 非公開決定書	写し	令和3年10月13日	東大和市議会議長	昭和55年以降、請願がす べて会議に上程されている 事実	情報公開文書(非公開決定)
甲18	平成31年/令和元年 東村山市議会 請願・陳情の審査結果 一覧	写し	東村山市議会の作成は 2020年3月27日	東村山市議会	陳情が、東村山市議会において委員会付託されず、本 会議に上程、不採択となった事実	
甲19	「東村山市議会会議規 則」(「第3章 請 願」のみ抜粋)	写し	令和3年6月18日施行	東村山市議会	東村山市議会において、同 市議会会議規則第134条 (請願の委員会付託)1項た だし書きが適用された事実	東村山市ホーム ページよりプリ ントアウト ※枠外下段参照
甲20	平成12年小平市議会 請願・陳情の審査結果 一覧	写し	小平市議会の作成年は 平成12年、月日は不 明	小平市議会	陳情が、小平市議会において委員会付託されず、本会議に上程、採択された事実	小平市ホーム ページよりプリ ントアウト ※枠外下段参照
甲21	「小平市議会会議規 則」(「第3章 請 願」のみ抜粋)	写し	平成27年7月1日施行	小平市 議会	小平市議会において、同市 議会会議規則第86条(請願 の委員会付託)1項ただし書 きが適用された事実	小平市ホーム ページよりプリ ントアウト ※枠外下段参照

※以下URL参照

甲18号証

https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/smph/gikai/katsudo/gikai_09-4_seigan-ke/seigann31.html

甲19号証

https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/f200RG0000032.html

甲20号証

https://ssp.kaigiroku.net/tenant/kodaira/SpMaterial.html?power_user=false&tenant_id=165&council_id=42&minute_id=1&schedule_id=6&view_years=2000

甲21号証

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG0000017.html



大議収第323号 令和3年10月13日

榎本 清 様

東大和市議会議長 関 田 正 民 回

非公開決定通知書

令和3年10月7日付けで公開請求がありました行政文書について、次のとおり行政 文書の全部を公開しないことに決定しましたので、東大和市情報公開条例第11条第2項の 規定により通知します。

記録されている限りの請願で、本会議不上程となったもの。 (取り下げ分を除く。)
東大和市情報公開条例第7条第 号に該当 記録されている昭和55年以降の請願で上程されなかったものは なく、当該行政文書は存在しない。
(1) 有・無 (2) 有る場合の公開できる時期 年 月 日 ただし、行政文書の公開を希望する場合は、同日以後新たに公 開請求をする必要があります。
議会事務局 電話 (042) 563-2111 内線2019

注意

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和議会議長に対して書面で審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月 以内に、東大和市を被告として(訴訟において被告を代表する者は東大和市議会議長 となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があ ったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日 から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま す。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があっ たことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起する ことができます。

平成 31 年/令和元年

更新日:2020年3月27日

番号	件名	付託日 付託委員会	結果
元請願第1号	東村山市内に取り残された交通不便地域におけるタクシーによる(デマンド型など) 公共交通の検討・実施に関する請願書	元年7月2日 まちづくり環境委 員会	元年 9 月 30 日 採択
元請願第2号	「東村山市受動喫煙防止条例」の制定を求める請願	元年9月30日 厚生委員会	元年 12月 19日 取り下げ
31 陳情第 1 号	学童保育の保育時間延長を求める陳情	31年2月22日 厚生委員会	31年3月26日 採択
31 陳情第2号	高すぎる国民健康保険税を誰もが払える国保税に引き下げることを求める陳情	31年2月22日 厚生委員会	31年3月26日 不採択
31 陳情第3号	国民健康保険の引き下げを求める陳情	31年2月22日 厚生委員会	31年2月26日 取り下げ
31 陳情第 4 号	秋津駅に南北通路の設置を求める陳情	31年2月22日都市整備委員会	31年3月26日 不採択
31 陳情第5号	秋津駅構内の南北通行券等の検討を求める陳情	31年2月22日都市整備委員会	31年3月26日 採択
31 陳情第6号	空堀川遊歩道から所沢街道へ信号機または横断歩道の設置に関する陳情	31年2月22日 生活文教委員会	31年3月26日 採択
31 陳情第7号	所沢街道の歩道橋(青葉町)について、早期の撤去及び信号機付横断歩道の設置を働き かけることを求める陳情	31年2月22日 生活文教委員会	31年3月26日 採択
元陳情第8号	辺野古新基地工事の即時中止と沖縄県民の民意を尊重した誠実な協議に関する陳情書	元年6月7日 政策総務委員会	元年7月2日 不採択

元陳情第9号	焼却炉建設の立地場所についての陳情書	元年6月7日 まちづくり環境委 員会	元年9月30日 取り下げ
元陳情第 10 号	運動公園のSL(D51)を補修・保存し、子どもたちの夢や文化遺産を大切にする取り組みを求める陳情	_	元年7月2日 みなし不採択 (注記1)
元陳情第 11 号	戸籍謄本等の地名表記に関する陳情	元年9月30日生活文教委員会	元年 12 月 19 日 審查未了 (注記 2)
元陳情第 12 号	日米地位(軍事)協定の抜本的見直しに関する意見書についての陳情	元年 11 月 28 日 政策総務委員会	元年 12月 19日 不採択
元陳情第 13 号	焼却施設を地震や水害の危険のない場所に設置することを求める陳情書	元年11月28日 まちづくり環境委 員会	元年 12 月 19 日 不採択
元陳情第 14 号	ごみ処理施設計画において、地球温暖化抑止策となる方式を取り入れることを求める 陳情書	元年 11 月 28 日 まちづくり環境委 員会	元年 12 月 19 日 不採択
元陳情第 15 号	東村山市において骨髄移植等によりワクチンの再接種が必要となった者への接種費用 助成制度実施を求める陳情	元年 12月 19日 厚生委員会	2年3月26日 不採択
元陳情第 16 号	骨髄移植等によりワクチンの再接種が必要となった者への接種費用を助成する制度の 創設を求める意見書提出に関する陳情	元年 12月 19日 厚生委員会	2年3月26日 採択

審議結果

(注記 1) 元陳情第 10 号は、議案第 40 号が可決と議決されたことから、願意が満たされないため、みなし不採択となりました。

(注記 2) 地方自治法第 119 条の規定により会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しないことから審査未了となった請願等は、廃案となります(会期不継続の原則)。

東村山市議会会議規則

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第 132 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

- 2 請願者が法人の場合は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の 承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 133 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の 氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第 134 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第 135 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第 136 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの
- 2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 137 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第 138 条 議長は、必要があると認めるときは、陳情書を請願書の例により処理するものとする。

平成12年3月小平市議会定例会議決事項 (会期 平成12年3月1日~3月27日 27日間)

4 請願(2件)

	番号	件名	付託年月日	付託先	議決年月日	議決結果	備考
1	第2号	武蔵野団地の雨水対策について	11.12. 1	建設	12. 3.1	採択	
2	第3号	西武新宿線花小金井駅西側(小金井街道)の踏切の歩道拡幅を求めることにつ いて	11.12. 1	建設	12. 3.1	採択	

5 陳情(47件)

	番号	件名	付託年月日	付託先	議決年月日	議決結果	備考
1	第4号	小川町一丁目西部地区土地区画整理事業及び都市計画道路建設について	11. 6.9	建設	12. 3.27	継続審査	
2	第5号	精神障害者グループホーム「わんから」への運営費助成について	11. 6.9	厚生	12. 3.27	継続審査	
3	第7号	都営住宅を身体障害者の長期的なグループホームとして利用することについて	11. 6.9	厚生	12. 3.27	継続審査	
4	第9号	旧長銀グラウンド跡地等を利用した通路等の確保について	11, 6.9	建設	12. 3.27	継続審査	
5	第10号	難病患者の闘病生活支援対策について	11, 6.9	厚生	12. 3.27	継続審査	
6	第15号	介助支援サービスカー「バイユアセルフ」への運営費補助について	11, 6.9	厚生	12. 3.27	継続審査	
7	第16号	介護保険制度の充実を求めることについて	11, 6.9	厚生	12. 3.27	継続審査	
8	第18号	小川町一丁目西部地区土地区画整理事業の見直し等について	11, 6.9	建設	12. 3.27	継続審査	
9	第21号	乳幼児医療費無料化制度の充実を求めることについて	11, 6.9	厚生	12. 3.27	継続審査	
10	第25号	JR武蔵野線の新小平駅と西国分寺駅間に新駅を設置することについて	11. 6.9	建設	12. 3.27	継続審査	
11	第27号	小平市内に循環バスの運行を求めることについて	11, 6.9	建設	12. 3.27	継続審査	
12	第29号	児童館の建設について	11. 6.9	厚生	12. 3.27	継続審査	
13	第32号	小平・村山・大和衛生組合焼却場周辺の土壌調査等について	11, 9.8	生活文教	12. 3.1	採決	
14	第33号	中島町周辺住民の健康調査について	11, 9.8	厚生	12. 3. 1	採決	

15	第34号	市民奨励学級に関することについて	11, 9.8	生活文教	12.	3. 1	不採択	
	1			I			1	
16	第38号	委員会傍聴者に対する陳情・請願文書表の配付及び資料の閲覧等について	11. 9.8	議会運営	12.	3.27	継続審査	
17	第39号	小平市立学童クラブの充実を求めることについて	11. 9.8	厚生	12.	3.27	継続審査	
18	第40号	小平市の保育園待機児を解消し、保育園の充実を求めることについて	11. 9.8	厚生	12.	3.27	継続審査	
19	第41号	心障学級児の学童クラブ入会について	11. 9.30	厚生	12.	3.27	採択	字句訂正
20	第43号	横田基地・多摩サービス補助施設の返還に関する意見書の提出について	11. 9.30	総務	12.	3. 1	採択	議提第17号
21	第44号	国民年金等年金制度の改善に関する意見書の提出について	11. 9.30	厚生	12.	3. 1	不採択	
22	第60号	行き届いた教育の実現を目指し、父母負担の軽減を求めることについて	11.12.1	生活文教	12.	3.27	不採択	
23	第62号	都営小川東町アパートの1号棟及び3号棟にエレベーターの設置を求めること について	11.12. 1	建設	12.	3.27	継続審査	
24	第63号	小平市の基本健康診査の充実を求めることについて	11.12.1	厚生	12.	3. 1	不採択	
25	第64号	中央図書館の開館時間の延長について	11.12.1	生活文教	12.	3.27	継続審査	
26	第65号	建大通りに信号機のある横断歩道の設置を求めることについて	11.12.1	建設	12.	3. 1	採択	字句訂正
27	第67号	小川東小学校の適正化に伴う跡地利用について	11.12.1	生活文教	12.	3.27	継続審査	
28	第68号	原爆被害者援護施策の充実について	11.12.1	厚生	12.	3.27	継続審査	
29	第69号	原爆被害者の介護保険料減免制度の制定等について	11.12.1	厚生	12.	3.27	継続審査	
30	第70号	原爆パネル(原爆と人間展)の購入について	11.12.1	総務	12.	3.27	不採択	
31	第71号	地域住民の足を守る利用しやすい安全なタクシーの実現を求める意見書の提出 について	11.12. 1	建設	12.	3.27	継続審査	
32	第72号	鷹の台駅周辺地域を文教地区に指定することについて	11.12.1	建設	12.	3.27	継続審査	
33	第73号	地域の子育てを支援する保育室の充実を求めることについて	11.12.1	厚生	12.	3.27	採択	字句訂正
34	第77号	行き届いた教育の実現を目指し、教育費の父母負担軽減を求めることについて	11.12.20	生活文教	12.	3.27	不採択	

35	第78号	鷹の台駅前のマンション建設計画について	11.12.20	建設	12.	3. 1	採択	
36	第79号	鷹の台駅前マンション建設計画について	12. 3.1	_	12.	3. 1	みなす採択	陳情第78号
37	第80号	大沼団地内車両通行規制の改善を求めることについて	12. 3.1	建設	12.	3.27	継続審査	
38	第81号	小平市の公教育の基本的政策を決める審議会等の設置について	12. 3.1	生活文教	12.	3.27	不採択	
39	第82号	小平還暦野球チーム発足に伴う市営グラウンドの優先使用について	12. 3.1	生活文教	12.	3.27	継続審査	
40	第83号	解雇規制法の制定に関する意見書の提出について	12. 3.1	生活文教	12.	3.27	不採択	
41	第84号	雇用と地域経済を守ることについて	12. 3.1	生活文教	12.	3.27	不採択	
42	第85号	東京における自治体の農業振興策の一層の拡充及び政府と東京都に意見書の提 出を求めることについて	12. 3.1	生活文教	12.	3.27	不採択	
43	第86号	道路法により都市計画道路を築造することについて	12. 3.1	建設	12.	3.27	継続審査	
44	第87号	市立大沼保育園の建てかえについて	12. 3.1	厚生	12.	3.27	不採択	
45	第88号	市道第B-64号線の安全対策について	12. 3.1	建設	12.	3.27	継続審査	
46	第89号	(仮称)たかの台マンションプロジェクトの計画変更と改善について	12. 3.1	建設	12.	3.27	継続審査	
47	第90号	日の丸・君が代を強制しないよう求めることについて	12. 3.1	生活文教	12.	3.27	継続審査	

小平市議会会議規則

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

第84条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所(法人の場合にはその所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合にはその代表者)が署名又は記名押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 4 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の 承認を得なければならない。

(請願文書表)

第85条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の 氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第86条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第87条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第88条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの
- 2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、そのむねを付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第89条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第 90 条 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。